

## 内外のカーボン・オフセットの現状と主な論点案

### 1. 内外のカーボン・オフセットの現状

#### (1) カーボン・オフセットの種類

現時点での国内外のカーボン・オフセットの事例を類型化すると、概ね下記の3つに分類される。

##### < サービス利用・商品使用オフセット >

個人・企業のサービス利用、商品使用等に伴って排出される温室効果ガス排出量について、当該個人・企業相当分の排出量をオフセット（個人・企業は、オフセットに要する費用を含む商品・サービスを任意で購入<sup>1</sup>）

##### < 自己活動オフセット >

個人・企業が自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセット（費用は個人・企業が自己負担）

##### < 会議・イベント開催オフセット >

国際会議やコンサート等の主催者がある開催に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセット（費用は主催者又は参加者が自己負担）

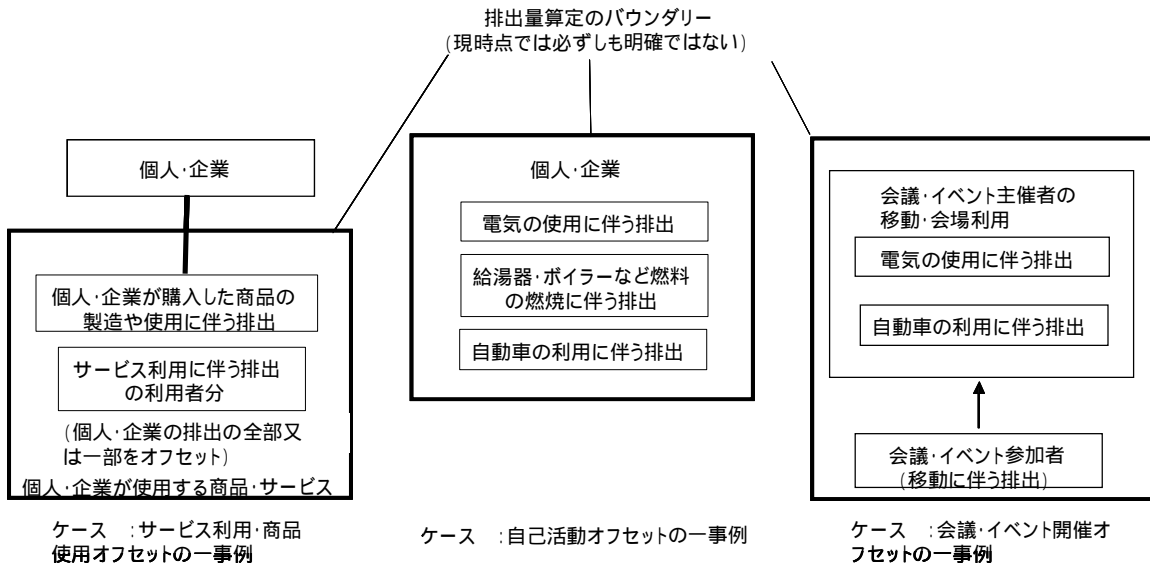


図1 カーボン・オフセット事例の種類

<sup>1</sup> 英国では、サービスを利用する、又は商品を使用する個人がクレジットの供給者から直接クレジットを購入し、日常生活で排出される GHG 相当分を自主的にオフセットする事例もある。

## (2) カーボン・オフセットに用いられる排出削減量

- ・ カーボン・オフセットは、避けられない CO<sub>2</sub> の排出量の全部又は一部に相当する排出削減を行うことによって実施するべきもの。
- ・ この排出削減の実施は、具体的には、何らかの排出削減・吸収プロジェクトの実施によりもたらされる排出削減量を取得することを指す。
- ・ この排出削減量には、大別して次の二種類がある。  
気候変動枠組条約の京都議定書に規定される京都メカニズムの下で発行される認証排出削減量 (Certified Emission Reduction : CER) 等の京都メカニズムクレジット  
何らかの排出削減プロジェクトに伴う排出削減量を実施主体又は第三者機関が自主的に認証して発行する自主的排出削減量 (Verified Emission Reduction : VER)

## (3) カーボン・オフセットを巡る現状

- ・ 英国等欧州を中心にカーボン・オフセットの取組が増加する一方で、「個人や企業がオフセット目的で支払った費用が実際の削減に繋がっていないのではないか」、「金さえ出せば削減努力をしなくてもいいのか」と指摘される事例も出てきている。これらの問題の多くは、主に VER (特に植林プロジェクト起源の VER) に関するものである。
- ・ 現在、国際排出量取引協会 (International Emissions Trading Association)、世界自然保護基金英国事務所 (World Wildlife Fund-UK) 等が作成する VER の自主的な基準が複数存在するものの、基本的に規制は実施されていない。
- ・ 市場において、オフセットに用いられる CER、VER 等を提供する事業者 (オフセットプロバイダー) に対する第三者認証や格付け評価などが自主的に実施され始めたことに加え、英国環境省がカーボン・オフセットに関する行為規範 (A Voluntary Code of Best Practice) の策定を開始する等の動きがある。

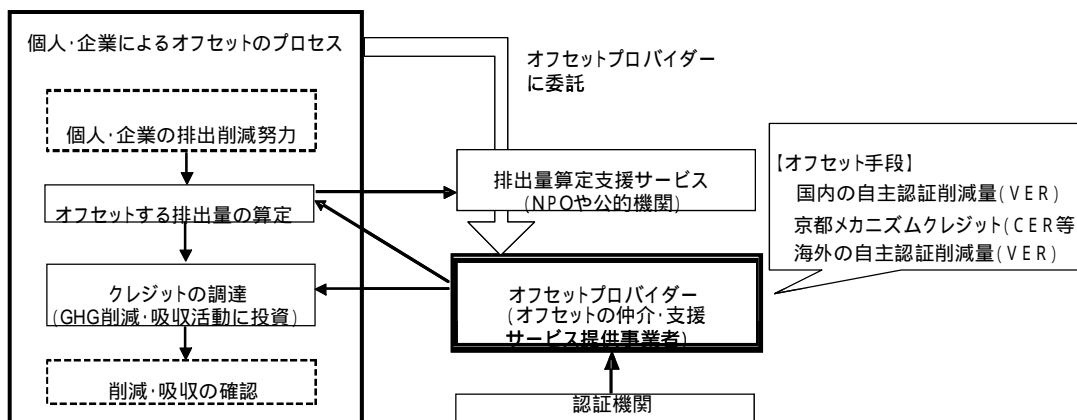


図2 カーボン・オフセットのプロセスの一事例

## 2. 我が国における議論の前提

我が国においても、近年、金融機関や旅行会社等、民間レベルでカーボン・オフセットの取組が開始されてきたところ。

2005年時点で業務部門及び家庭部門の排出量はそれぞれ基準年比約44.6%増、36.7%増となっており、現在実施されている京都議定書目標達成計画の見直しの議論の中でも、より一層削減する必要があるとされているところ。

カーボン・オフセットの取組を普及させることが、オフセットを実施する主体である個人や企業自らの削減努力を促すことにつながるよう、明確な規範の提示や支援施策を検討する必要がある。

## 3. 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方に関する主要論点

(1) オフセット普及により排出増加を容認(公認)することにならないか。自主削減努力を促すためにはどのような仕組みが必要か。

(2) オフセットに用いられる排出削減量やその算定・検証に求められる条件は何か。

### 【排出削減量の主な種別】

国内 VER (自主参加型国内排出量取引制度における排出削減量、グリーン電力証書、国内植林等)

京都クレジット(CER, ERU, tCER, ICER, AAU)

海外 VER

(3) オフセットの実施手続はどうあるべきか。

- ・京都クレジットでオフセットする際は、償却口座への移転か、取消口座への移転か。
- ・商品・サービス購入後どの時点でオフセットを完了すべきか(精算時、四半期、1年)。

(4) オフセット関連事業の透明性はどの程度まで確保すべきか。特に、オフセットの機会を提供する事業者の、オフセットを実施しようとする、又は実施した個人・企業への説明責任はどうあるべきか。

- ・オフセットの仕組み(排出量をどのような手段でオフセットしているか)
- ・利用した排出削減量の種類とプロジェクトの詳細
- ・排出削減が一定量実施されたことの証明
- ・オフセット料金の内訳

(5) 排出削減量の品質認証の仕組みは必要か。オフセットに用いられる排出削減量だけでなく、当該排出削減量を仲介する企業や仲介業者に対する認証も行われるべきか。

(6) オフセットの対象となる活動からの排出量の算定方法はどうあるべきか。個人や企業に対してどのような支援が提供されるべきか。

以上